

守山市  
子ども読書活動推進計画  
第3次計画

いつだって好奇心 手を伸ばせばそこに本



令和2年3月  
守山市教育委員会



はじめに	1
I 計画策定の趣旨	2
計画策定の意義・必要性	
計画策定の背景	
II 第2次計画の取組の成果と課題	5
【家庭・地域】	
【保育園・認定こども園・幼稚園】	
【小中学校】	
【市立図書館】	
【社会教育課（計画の推進）】	
指標から見た成果と課題	
III 計画の概要	12
IV 子ども読書活動推進の方策	13
1 役割、求められていること	13
【家庭・地域】	
【保育園・認定こども園・幼稚園】	
【小中学校】	
【市立図書館】	
【社会教育課】	
2 今後の取組	16
【家庭・地域】	
【保育園・認定こども園・幼稚園】	
【小中学校】	
【市立図書館】	
【社会教育課（計画の推進）】	
V 指標の設定	25
資料編	26
1 守山市子ども読書活動推進計画（第3次計画）策定委員会委員名簿	
2 子ども読書活動推進計画策定の経過	
計画体系図	28

## はじめに

読書活動は、子どもにとって、言葉を学び、表現力や感性を養い、思いやりのある優しい心を育むものであるとともに、ものの見方や考え方を深め、人生観や社会観を広げる大切な活動です。そのために、社会全体で子どもたちの読書活動が推進されるよう、環境の整備を積極的に図っていくことが極めて重要です。

守山市では、平成22年3月に「守山市子ども読書活動推進計画」を策定し「いつだって好奇心手を伸ばせばそこに本」を基本目標として、①本に親しみやすい場づくり、②子どもと本をつなぐ人づくり、③支援の輪・ネットワークづくり、④読書活動の啓発、広報の充実に取り組んできました。その中で、保育園・認定こども園・幼稚園での毎日の読み聞かせ、小中学校での全校一斉読書、市立図書館での「としょかんわくわくボックス」や「おはなし会・ブックトーク」といった校園との連携等、読書活動の増加を図りました。それらの取組が功を奏し、小中学生の読書率・読書量が増加し、読書活動の定着や充実に結びついております。

今回の第3次計画では、これまでの良い取組を継続しながら、さらに、「乳幼児期における積極的な本との出会いの場の創出」「児童生徒が本への興味関心を広げ、日頃から本に親しむ取組の推進」「中高生が主体的に本を選び、自主的に本を読むための支援」の3点を重点目標として取り組みを進めます。これは、乳幼児期から青少年期に至るまで、子どもの成長に応じて読書習慣を身につけることができるよう、効果的でシームレスな取組を推進するものです。また、学校司書をこれまでの市立中学校4校に加え小学校9校にも配置するなど、学校図書館を中心とした環境整備を進めます。この様に、子どもたちが生涯に渡って積極的に読書活動を行う意欲や態度を身につけられるよう図ってまいります。

現在、情報端末の普及やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の拡大といった情報化社会の進展が、子どもたちの生活環境や読書習慣へ影響を与えていると考えられます。今後行われる予定の文部科学省の「読書環境の変化に関する実態把握とその分析」の結果を踏まえながら、子どもたちが読書に親しむ様々な機会を提供できるよう工夫した取組を進めてまいります。

守山市の未来を担う子どもたちが、読書の素晴らしさを感じ、心豊かに育つよう、家庭や地域、市立図書館、校園が連携し、今後も読書環境の一層の充実に努めてまいります。この第3次計画により、子どもたちが読書を通じて、健やかに成長してくれることを願っております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力をいただいた「守山市子ども読書活動推進計画第3次計画」策定委員の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和2年3月

守山市教育委員会  
教育長 田代 弥三平

# Ⅰ 計画策定の趣旨

## 計画策定の意義・必要性

本の中で子どもは、さまざまなものに出会い、喜んだり、悲しんだり、驚いたりします。

本は子どもにとって興味深いものであると同時に、読み解く力や考える力、想像する力、判断する力、表現する力、感性などを養い、そこから多くの知識を得ることができるとともに、人の気持ちを理解する心や、思いやりのある優しい心を育てます。また、自分の考えを表現することや、人とコミュニケーションをとる時にも役立ちます。

また、読書活動は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に参画するために必要な知識や教養を身につけられるとともに、多様な文化に触れることができ、視野を広げる重要なきっかけとなります。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、読書活動などを通じて、生涯にわたって自ら学ぼうとする習慣を身につけていくことは大変重要です。

このように読書は人間形成に大変意味のあるものですが、今日子どもを取り巻く環境は、インターネットやスマートフォンなどの情報システムの発達や、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化が進み、子どもの活字離れ、読書離れが懸念されています。

このような中、子どもの読書の重要性を市民一人ひとりが理解し、日常生活の中で読書が習慣化されていくように、読書環境を整備することが求められます。

## 計画策定の背景

### （１）国の取組

平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号。以下、「推進法」という。）が成立しました。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4 月 23 日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としています。

そして、平成 14 年 8 月に第一次基本計画、平成 20 年 3 月に第二次基本計画、平成 25 年 5 月に第三次基本計画を定め、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進してきました。

平成 30 年 4 月の第四次基本計画では、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身につけられるよ

う、乳幼児期からの読書活動をはじめとした、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組の実施や、高校生の時期の子どもたちが、さらに読書に関心を持つよう、子ども同士で本を紹介しあう活動の重要性、スマートフォンやそれを活用した SNS などコミュニケーションツールの多様化といった、読書環境の変化についての実態把握とその分析等を行うことの必要性について示しています。

## （２）滋賀県の取組

滋賀県では、「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」をめざして、平成 17 年 2 月に「滋賀県子ども読書活動推進計画」、平成 22 年 3 月には第 2 次計画、平成 26 年 12 月に第 3 次計画を策定し、①子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実、②家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進、③子どもの読書活動に関する理解と関心の普及、の三項目を基本的方針として、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、また適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、積極的にそのための環境整備を推進してきました。

平成 31 年 3 月の第 4 次計画では、就学前からの読書習慣の形成、読書に関する興味・関心を広げる取組の普及、学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化を重点に取り組むべき事項としています。

## （３）守山市の取組

守山市では、子どもが自主的に読書に親しむ機会と環境を整備し、家庭や地域、市立図書館、学校・園などが連携して、子どもの読書活動を推進するための指針として、平成 22 年 3 月に「守山市子ども読書活動推進計画」を策定しました。続いて、平成 27 年 3 月には「守山市子ども読書活動推進計画第 2 次計画」を策定し、子どもの読書環境の整備と推進のための施策を継続してきました。今回、その計画が満了することに伴い、第 2 次計画の検証を踏まえ、今後 5 年間にわたる第 3 次計画を策定します。

## （４）子どもをとりまく情勢の変化

### ①学習指導要領等の改訂

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領（平成 29 年～）においては、言語能力の育成を計るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に

じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 30 年～）では、「絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身につけていく」、幼稚園教育要領（平成30年～）では、「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像をする楽しさを味わう」とし、こちらも引き続き読書活動の充実について規定しています。

## ②学校図書館に関わる国の施策等

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「学校図書館法の一部を改正する法律」において、学校司書の法的位置づけが明確化され、学校司書配置の努力義務や学校司書の研修の実施について規定されました。平成 28 年には「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が定められました。また、平成 29 年度策定の「学校図書館図書整備等 5 か年計画」では、学校図書館図書の整備、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置について、地方財政措置がとられています。

## ③情報化社会の進展

平成 29 年度に実施された内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、スマートフォン利用率は小学生 29.9%、中学生 58.1%、高校生 95.9%であり、年々増加傾向にあります。また、SNS 等コミュニケーション手段の多様化や、電子書籍の普及といった、情報化の進展が子どもたちの生活環境を大きく変え、読書活動に影響を与えている可能性があります。

今後、国において、スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実方策について実態把握と分析を行うとされており、その結果等を踏まえて対応を検討していく必要があります。



## II 第2次計画の取組の成果と課題

### 【家庭・地域】

#### <成果>

- ・読書ボランティアや子育てコーディネーター<sup>1</sup>の働きかけにより、各地区公民館開催の親子ほっとステーション事業<sup>2</sup>で読み聞かせを導入し、家庭での読み聞かせの時間をつくる働きかけをしています。
- ・赤ちゃん訪問時に「はじめての絵本」「おすすめ絵本」のチラシを、乳幼児健診時に絵本（企業の無償配布）や「えほんいっぱい たのしさいっぱい」（しが子ども読書活動推進協議会）を配布して、絵本の役割の重要性を啓発しています。
- ・就園前の子を持つ保護者対象「わくわく子育て応援プログラム」の中で、本を介した親子の関わりを学ぶ機会を設けています。各地区公民館で各1回開催しています。

### 【保育園・認定こども園・幼稚園<sup>3</sup>】

#### <成果>

- ・各保育室に絵本（読書）コーナーを設置し、季節や興味、関心等に応じて、定期的に本の入れ替えをしています。また、落ち着いた環境で子どもが本を読むことができるように、テーブル、畳、カーペット等を設置している園もあります。
- ・全ての園で、1日1回、保育者による読み聞かせを行っています。また、読書ボランティアにより、読み聞かせやおはなし会が行われています。園の通信に掲載したり、読み聞かせ時に参観してもらったりするなど、保護者に絵本の魅力や読み聞かせの大切さについて啓発しています。
- ・週末の絵本貸出や月刊絵本の購入により、休日の親子読書をすすめています。また、読書カードを作って、子どもの反応・感想などを保護者が記入し、本を通じての親子の交流を図っている園もあります。

---

<sup>1</sup> 「子育てコーディネーター」 各地区公民館に配置されており、各学区での子育てに関する事業や取組を行っています。

<sup>2</sup> 「親子ほっとステーション事業」 各地区公民館で、小学生までの子をもつ保護者などを対象に、子育て支援事業を実施しています。

<sup>3</sup> 本計画における保育園・認定こども園・幼稚園とは、守山市内の公立私立の保育所（7園）・認定子ども園（7園）・幼稚園（6園）の計20園を指します。



## <課題>

- 図書購入にあてられる予算が少なく、蔵書不足の解消の一環として、市立図書館「としょかんわくわくボックス」<sup>4</sup> の利用で補っていますが、今後も絵本等の整備が必要です。
- 読み聞かせのスキルアップや読書の重要性についての講座や研修への参加が少ないことや、園独自での研修があまりされていません。

## [小中学校<sup>5</sup>]

### <成果>

- PCによる図書管理システムを導入しています。これにより、貸出返却業務、蔵書管理、児童生徒の貸出状況等の把握ができています。
- 平成27年度から、各中学校に学校司書を配置しています。子どもたちが本に親しめるようにおすすめ本の紹介や展示の工夫など図書室整備を行い、図書館利用を活性化させています。
- 図書室整備支援員や司書教諭<sup>6</sup>、図書委員により、学級文庫や特集コーナー（季節、新刊、先生のおすすめ本、テーマ別等）の設置、蔵書整理、学校読書の日の設定など、各校の特色を活かしたさまざまな工夫がされています。
- 小学校と中学校では、全てのクラス、学年に学級文庫や学年文庫が設置され、すぐに本が手に届く環境づくりがなされています。
- 小学校では、全校で週1～3回朝読書を実施しています。また、月1回程度、地域の読書ボランティアによる読み聞かせをしています。

### <課題>

- PCによる管理システムを導入していますが、操作できる教職員が約半数程度です。
- 各学校でさまざまな読書に関する取組がされていますが、校内独自の取組にとどまっています。

---

<sup>4</sup> 「としょかんわくわくボックス」 平成25年7月より、園児の読書活動推進のため、従来の団体貸出に加えてセット絵本を希望する市内各園に絵本・紙芝居30冊を配本し、4週間に1回巡回させています。

<sup>5</sup> 本計画における小学校とは守山市立の全9校、中学校とは守山市立の全4校を指します。

<sup>6</sup> 「司書教諭」 学校図書館法により、学級数が12学級以上の学校に必ず置くことになっています。教諭・指導教諭・主幹教諭がこの職務につき、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。

- ・中学校では、学力向上の観点から、3年生において朝学習を行っている学校が半数あり、読書の時間を設定することが難しい状況です。
- ・平成27年4月1日に施行された「学校図書館法の一部を改正する法律」において、学校図書館の職務に専従する職員（学校司書）を置くよう努めなければならないことなどが明記されていますが、小学校へはまだ学校司書が配置されていません。

## 【市立図書館】

### ＜成果＞

- ・地域子ども文庫や学校・園などへの団体貸出<sup>7</sup>や、職場体験の受け入れ、おはなし会、ブックトーク<sup>8</sup>などを依頼に基づいて行っています。
- ・司書の資質向上を図るため、文部科学省や県立図書館が主催する研修の受講や、月1回の館内研修を行っています。また、ボランティアの養成を図るため、「本おなおい隊」「としょかんかざり隊！」「お話ボランティアのつどい」などの取組や、県教育委員会主催の講座の講師をしています。
- ・月1回中洲小学校への出張貸出や、中洲会館・速野会館での予約本の受け渡しを行っており、図書館からの距離が遠い人たちにも借りやすくしています。また、保育園・認定こども園・幼稚園の蔵書不足の解消のため、「としょかんわくわくボックス」の取組をしています。
- ・平成30年度は、図書館がリニューアルオープンしたこともあり、15歳以下の図書貸し出し冊数が、前年度と比べて約1.4倍に増加しています。

### ＜課題＞

- ・学校へのお出張読み聞かせやブックトーク等の発信はしていますが、受け入れる学校・園が少ないなど、学校図書館との連携の方法について、今後も検討が必要です。
- ・図書館から離れた学区における貸し出し冊数を増やすために、北部の図書機能について今後も検討が必要です。
- ・中高生への図書貸し出し冊数を増やす方策の検討が必要です。

<sup>7</sup> 「団体貸出」 子ども文庫・地域・職場・社会教育関係団体・公民館その他教育委員会が必要と認める団体および市内の教育機関のうち、登録した団体に貸出するサービス。

<sup>8</sup> 「ブックトーク」 テーマを立てて、何冊かの本を紹介していく読書活動の取組です。

## 【社会教育課（計画の推進）】

### <成果>

- ・守山市のホームページにおいて、「守山市子ども読書活動推進計画第2次計画」を掲載し、周知を図っています。
- ・小中学校の読書活動推進に関する取組を、各校の図書担当者に周知しています。
- ・平成27年度から広報もりやまの「子どもの読書活動コーナー」にて、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、図書館、教育研究所の読書活動推進に関する取組を毎回2団体紹介しています。また、年度末には小中学校の読書活動の取組のまとめを掲載し、成果の周知を図っています。

### 指標から見た成果と課題

- (1) 市立図書館・ボランティアと連携を図り、出前おはなし会やブックトークなどを実施している学校・園の数

	第2次計画策定時 (平成25年度)	目 標 (令和元年度)	現 状 (平成30年度)
保育園・認定こども園 ・幼稚園	18園/20園	20園/20園	14園/20園
小 学 校	9校/9校	9校/9校	9校/9校
中 学 校	0校/4校	4校/4校	1校/4校

市立図書館においては、団体貸出・としょかんわくわくボックス、市立図書館でのおはなし会・ブックトーク、図書館見学受け入れ、職場体験など、学校・園と連携した取組を進めています。

保育園・認定こども園・幼稚園においては、「市立図書館・ボランティアと連携を図り、出前おはなし会やブックトークなどを実施している園の数」が減っています。引き続き、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター<sup>9</sup>等のおはなしに対する子どもたちの興味を育む活動を充実させるとともに、市立図書館やボランティアとの連携を図りながら出前おはなし会やブックトーク等の様々な方と関わる中での豊かな読書活動が行われる必要があります。

<sup>9</sup> 「パネルシアター」布を張ったパネルに絵や人形をくっつけたり動かしたりしながら、おはなしの場を演じる動く紙芝居のことです。

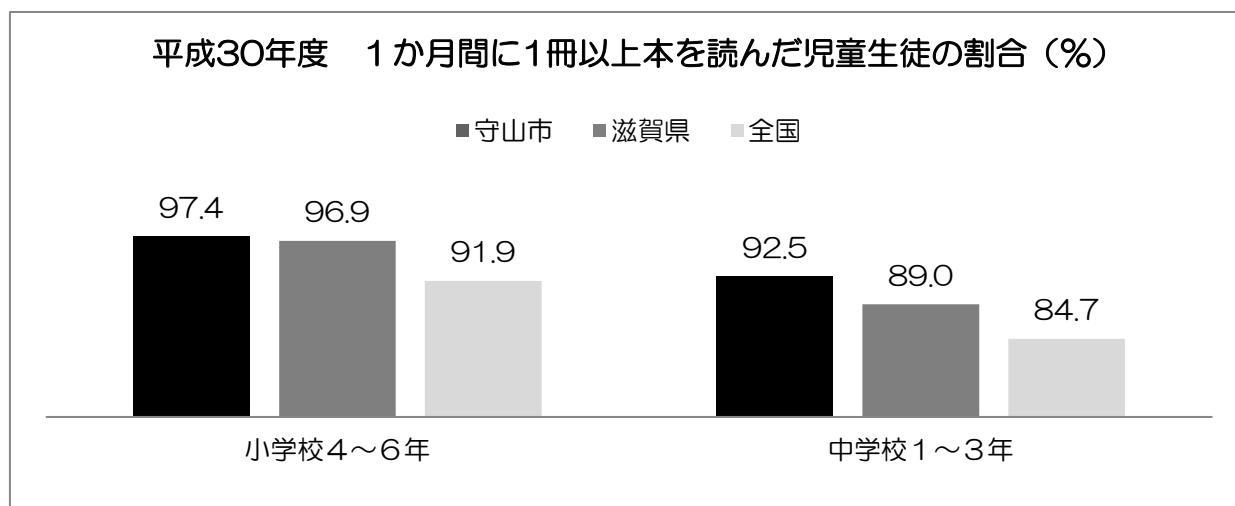
(2) 学校司書が関わる学校の数

	第2次計画策定時 (平成25年度)	目 標 (令和元年度)	現 状 (平成30年度)
小 学 校	0校 / 9校	9校 / 9校	0校 / 9校
中 学 校	0校 / 4校	4校 / 4校	4校 / 4校

学校司書は、平成27年度から中学校に対して1名を配置し、図書管理や図書室の整備を行っています。しかし、小学校にはまだ配置できていません。

(3) 1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合<sup>10</sup>

	第2次計画策定時 (平成25年度)	目 標 (令和元年度)	現 状 (平成30年度)
小学校4～6年	96.0%	100%	97.4%
中学校1～3年	59.1%	85%	92.5%



読書にふれる児童生徒の割合は小中学校共に増加しており、県平均、全国平均のどちらも数値は上回っています。これは、小中学校で朝の時間に読書を行う「朝読書」活動を進めている成果であ

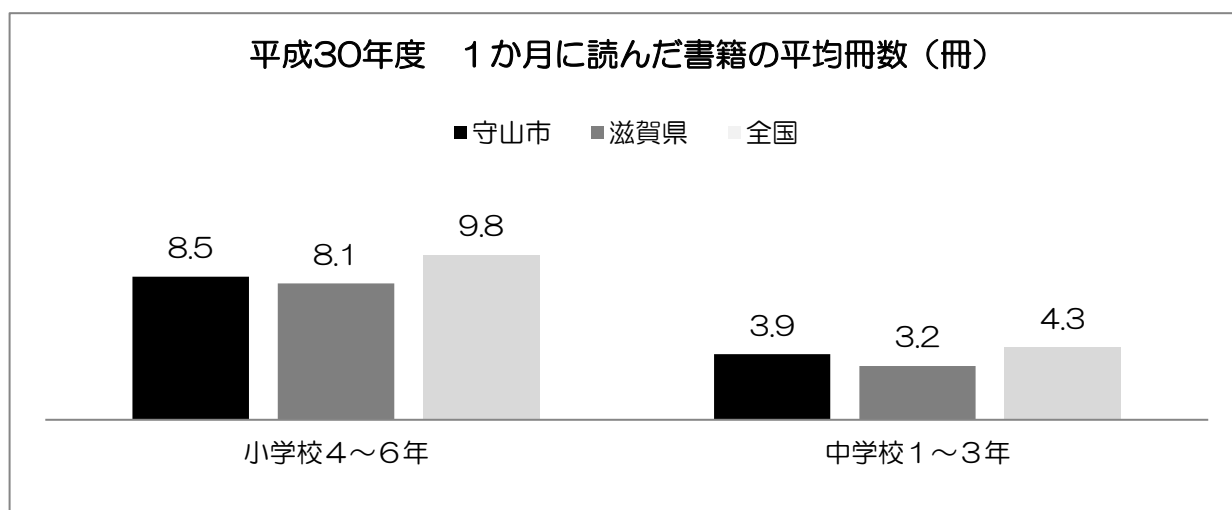
<sup>10</sup> 「1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合」 滋賀県教育委員会「子どもの読書活動に関する調査」による数値であり、小学校は4年～6年、中学校は全学年を対象として、5月の1か月間に読んだ書籍の冊数（教科書、学習参考書、マンガ、雑誌、ふろくは除きます）を各校の学級担任が聞き取る調査をします。その中から1か月に1冊以上読んだ児童の割合を算出しています。守山市でも同様の方法で調査をしています。

ると考えられます。

現在、朝読書は小学校では全校で、また中学校では「朝読書」を行っている学校と、学力向上対策として「朝学習」を行っている学校があります。各校における課題を達成しながらも、本に触れる機会を確保していく取組の工夫が求められます。

(4) 児童生徒が1か月に読んだ書籍の平均冊数<sup>11</sup>

	第2次計画策定時 (平成25年度)	目標 (令和元年度)	現状 (平成30年度)
小学校4～6年	8.2冊	10.0冊	8.5冊
中学校1～3年	2.0冊	5.0冊	3.9冊



読書冊数においては、小学校・中学校共に県平均よりも数値は高いものの、全国平均<sup>12</sup>と比べると数値が低いことから、各校において子どもが主体的に読書活動に取り組む手立ての工夫や、学校間での取組の交流、他市の実践事例の活用など、様々な方策を、引き続き講じる必要があると考えられます。

<sup>11</sup> 「児童生徒が1か月に読んだ書籍の平均冊数」 滋賀県教育委員会「子どもの読書活動に関する調査」による数値であり、小学校は4年～6年、中学校は全学年を対象として、5月の1か月間に読んだ書籍の冊数(教科書、学習参考書、マンガ、雑誌、ふろくは除きます)を各校の学級担任が聞き取る調査をします。校種ごとで平均値を算出しています。守山市でも同様の方法で調査をしています。

<sup>12</sup> 「全国平均」 全国学校図書館協議会・毎日新聞社が共同開催する「学校読書調査」による数値です。抽出された全国の調査対象校に在学する児童生徒のうち、各学年につき1学級が選定され、調査が行われています。県や他市の調査比較においても、この調査の数値が使われています。

(5) 市立図書館における年間貸出冊数

	第2次計画策定時 (平成25年度)	目 標 (令和元年度)	現 状 <sup>13</sup> (平成30年11月～ 令和元年10月)
0～12歳の 市民1人あたりの児童図書	21.6冊	23.0冊	34.9冊
0～18歳の 市民1人あたりの図書	7.8冊	10.0冊	16.8冊
13～18歳の 市民1人あたりの図書	3.9冊	8.0冊	6.3冊

市立図書館の年間図書貸し出し冊数では、新図書館に移行したこともあり、各年代の図書貸出冊数は大きく増加しています。今後も利用者への働きかけを工夫し、この貸し出し冊数を継続していくことが目標になります。

中高生は、部活動などの課外活動や家庭学習の時間が大幅に増加して時間的余裕が少なくなり、ゆっくりと本を読む時間の確保が難しくなると同時に、様々な活動や娯楽への興味も広がり、読書への関心が薄れると考えられます。そのような年代だからこそ、より本を手に取りたいくなるような提示の仕方の工夫や、友人同士や同年代の仲間と本を紹介しあう等の読書への関心を高める取組の充実が必要です。



<sup>13</sup> 市立図書館は、建て替えに伴い、平成28年8月～11月は一時的閉館、平成28年11月～平成30年8月は仮設図書館での開館、平成30年11月から新図書館で開館しています。そのため、年間貸し出し冊数のデータは、新図書館移行後1年間のものを掲載しています。

### Ⅲ 計画の概要

#### 基本目標

いつだって好奇心 手を伸ばせばそこに本

本市では、「いつだって好奇心 手を伸ばせばそこに本」を目標に掲げ、全ての子どもたちが本によって好奇心を広げたり、新たな好奇心を湧かせたりしながら、本を「楽しい!」と思えるよう取組を行ったり、好奇心が芽生えた時にすぐ手に取れるよう、そばに本がある環境づくりを図ってきました。第3次計画においても、引き続きこの基本目標を達成できるよう、以下4つの基本方針にそった取組を進めます。

#### 基本方針

##### ①本に親しみやすい場づくり

子どもと本に関わる施設や資料などを充実させ、子どもにとって親しみやすく、いつでも利用でき、何度でも利用したいと思えるような読書環境を整備します。

##### ②子どもと本をつなぐ人づくり

子どもが読書に親しむ機会が増えるよう、本のすばらしさや読書の楽しさを伝える人材を育成します。

##### ③支援の輪・ネットワークづくり

子どもが、あらゆる機会において本とふれあうことができるよう、家庭や地域、学校・園、市立図書館などが連携して、子どもの読書活動を支援するネットワークづくりに取り組みます。

##### ④読書活動の啓発、広報の充実

子どもの読書活動を推進するため、その意義や重要性について市民の理解と関心が深まるよう、啓発、広報活動の充実を図ります。

## 第3次計画での重点目標

本計画では、第2次計画における課題の解決と、守山市において乳幼児から高校生まで途切れの無い子どもの読書活動を推進・充実させるために、次の重点目標を定めます。

- ・ 乳幼児期における積極的な本との出会いの場の創出
- ・ 児童生徒が本への興味関心を広げ、日頃から本に親しむ取組の推進
- ・ 中高生が主体的に本を選び、自主的に本を読むための支援

## 計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳までの子どもを対象とします。

## 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

## IV 子ども読書活動推進の方策

### 1 役割、求められていること

#### 【家庭・地域】

乳幼児期は、子どもが心身ともに成長していく上で、基礎となる大切な時期です。この時期から、親をはじめとする周りの大人たちがたくさんの愛情を注ぎ、語りかけることで、子どもはことばを覚えるとともに、情緒が安定し、豊かな感性が育まれます。

子どもの読書習慣は、日常生活を通して作られていくものであり、保護者自身が本に親しみ、子どもの成長にあわせて、読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだり、市立図書館に向いたりするなど、子どもが読書をする機会づくりや習慣化のために、保護者が積極的にその役割を果たしていくことが大切です。そのために、親子ほっとステーションなどの機会を活用して保護者を対象とした啓発や、親子で参加できるおはなし会を催すなど、家庭における読書活動推進に向けて保護者の意識を高めていく必要があります。

また、家族で一緒に本に親しむ時間を作ったり、本の感想を伝え合ったりするなど、家庭の中で読書に触れる機会が創出されるよう、情報発信や啓発を進めていくことが求められています。



地域の子ども文庫<sup>14</sup>や、地域住民の学習活動や青少年の健やかな成長を目的とした各地区公民館などの施設においても、子どもが本と出会い、親しむことができるように環境整備に努めるとともに、読み聞かせボランティアを支援して読書活動の普及・啓発に努めていくことが求められています。

スマートフォンや SNS の普及をはじめとした情報化の進展は、家庭における子どもたちの生活環境に大きな変化を及ぼしています。このような変化は、子どもが読書に親しむ時間が減少する要因の一つと考えられます。このことから、スマートフォンや SNS の利用に関しては各家庭でルールを設けて、子どもが自主的に読書に向かうような働きかけが求められます。

## 【保育園・認定こども園・幼稚園】

保育園・認定こども園・幼稚園では、幼稚園教育要領等<sup>15</sup>に基づいて、乳幼児が絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行うことや、園で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等の推進と保護者に対して読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。乳幼児期は、誰もが豊かな潜在能力を秘めています。この時期に本に触れることはその潜在能力を引き出すきっかけとなることから、周りの大人の上手な働きかけが大切となります。

特に、保育士、保育教諭、教諭が乳幼児期における絵本などとの出会いの重要性をより深く理解し、園児が気軽に絵本や物語に触れられるような環境づくりの工夫を行ったり、市立図書館やボランティアなどとの連携・協力による読み聞かせを行ったりすることによって、一人ひとりの言語感覚や感性が養われるように努める必要があります。

あわせて、親子で絵本を楽しむ時間を家庭でも持てるよう、保護者を対象とした講習会や情報交換の場を設けて読書の重要性について啓発を行うこと、家庭に対して絵本の紹介や貸し出しを行うことなどが必要です。

---

<sup>14</sup> 「子ども文庫」 地域の集会所などで、ボランティアが子どもに本の貸出や読み聞かせなどを行っています。守山市内では、13 文庫が年間のべ 156 回の活動を行っています。(平成 30 年 3 月現在)

<sup>15</sup> 「幼稚園教育要領等」 保育園は保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領、認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づきます。

## 【小中学校】

小中学校では、学習指導要領において、「各教科等の学習を通じて、言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実すること」と定められています。小学校では、読書の喜びを知り、読書習慣を形成する時期です。中学校では、自分探しの時期で多くの読書を通して、語彙力を蓄えるとともに、豊かな感性、想像力、論理的思考力を養います。

特に、学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心を呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動と読書指導の場である「読書センター」としての機能と、自発的・主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を果たすことが求められています。

朝の一斉読書活動の取組の普及により、小中学校では、読書に親しむ児童の割合は全国平均よりも高い値を示しています。朝の一斉読書活動の取組は、落ち着いた雰囲気の中で一日をスタートさせる効果があり、規律ある学校づくりという観点からも推奨されていますが、一斉読書活動が学校・学年・クラスによって偏ることが無いように、発達段階に応じた体系的な取組となるようカリキュラム編成や教員の意識を高めていく必要があります。

また、小中学校では、読書冊数が県内平均を上回るものの、全国平均よりも低い値を示しており、普段から子どもたちが意欲的・主体的に取り組める読書活動の工夫が必要です。

## 【市立図書館】

市立図書館は、子どもにとって、たくさんの中から読みたいものを自由に選び、読書の楽しみを知ることができる施設です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選ぶことや、子どもの読書について司書に相談することができる場所です。

これらの役割を果たすためには、図書資料の充実、職員の資質向上、子どものための読書スペースの確保、子どもと本の出会いの場の提供、児童図書に関するレファレンス<sup>16</sup>や読書相談の充実、さまざまな啓発活動などが不可欠です。その他にも、読書ボランティアへの活動の場所の提供、学校等との連携により子どもへのサービスを行うことなどが「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」でも定められています。公立図書館として、司書の専門的

---

<sup>16</sup> 「レファレンス」 図書館を利用する人が、必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員が必要とされる資料を検索・提供・答えるなどの手助けをすることをいいます。

立場からの助言や豊富な蔵書を活用した資料の提供によって各地域の様々な読書活動を支援するなど、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されます。

## 【社会教育課】

家庭・地域、学校・園、市立図書館でそれぞれの子どもの読書活動が円滑に実施できるように、広報・啓発活動の充実や計画の推進のパイプ役としての役割が求められています。また、本計画の進捗状況の点検、評価、研究をするための、事務局的な役割も求められています。

## 2 今後の取組

### 【家庭・地域】

#### ① 本に親しみやすい場づくり



##### 親子参加型事業での読み聞かせ

地区公民館での親子ほっとステーション事業などを利用して、読み聞かせの機会を増やし、子どもと保護者に本のおもしろさを伝えます。

#### ② 子どもと本をつなぐ人づくり



##### 保護者による読み聞かせや読書の大切さの啓発

保育園・認定こども園・幼稚園を通じて、あるいは、乳幼児健診や親子ほっとステーションなどの親子参加型の行事を通じて、家庭での読み聞かせの時間をつくることや子ども読書の大切さを啓発します。

#### ③ 支援の輪・ネットワークづくり



##### 地域の子どもの文庫活動や読み聞かせボランティアなど読書団体との連携

市立図書館が地域の子どもの文庫活動や読み聞かせボランティアなどの読書団体と連携して、子どもの読書活動に関する情報交換や研修などを行い、市立図書館の利用を促すとともに、本に親しむ環境づくりを支援します。また、乳幼児健診や親子ほっとステーション

ンなどの親子参加型の行事の機会に、市立図書館の行事案内などを配布します。

#### ④ 読書活動の啓発・広報の充実



##### 母子保健事業での啓発

母子健康手帳交付時に、読書活動の大切さを伝えるパンフレットの配布、赤ちゃん訪問時に「はじめての絵本」「おすすめ絵本」のチラシ、乳児健診時に「えほんいっぱい たのしさいっぱい」（しが子ども読書活動推進協議会）等を配布して、保護者にも絵本の楽しさを伝えます。そこから、「保護者は主体となって子どもの読書活動を進める役割を担っている」ということを啓発します。

### 【保育園・認定こども園・幼稚園】

#### ① 本に親しみやすい場づくり



##### 手を伸ばせば本に出会える場づくり

施設環境に合わせて、園児がいつでも読書ができる「絵本の部屋」、各保育室等に、園児が落ち着いて読める「読書（絵本）コーナー」、親子と一緒に読書できるスペースや配架などを工夫し、読書環境と絵本の充実を図ります。

#### ② 子どもと本をつなぐ人づくり



##### 自然に絵本が好きになる出会いづくり

保育者による読み聞かせや、定期的にボランティアや市立図書館職員によるおはなし会などを実施し、本が大好きな園児を育てます。



##### 保育者の読み聞かせ等のスキルアップ

園や保育室の読書環境を整え、子どもが積極的に読書に取り組むような活動を推進するためには、保育者がその必要性や重要性をより深く理解していることが大切です。

市立図書館などが主催する講座や研修会へ参加したり、教職員に対しての園内研修会等を実施したりして、保育者自身が読書の楽しさやおもしろさを体感し、子どもたちに伝えていけるよう取り組んでいきます。



### ボランティアの継続と充実

地域の方や保護者に、読み聞かせ・紙芝居・ブックトークといった読書に関わる活動や、本の修理作業等に関わっていただくことは、子どもたちにとってより豊かな読書活動を展開することにつながります。今後も園内での読み聞かせや本の修理への協力を依頼するなど、ボランティアの継続と充実を図ります。



### 親子で楽しむ読書

家庭では、親子で読書を楽しむ「我が家の読書タイム」の設定や、親子で一緒に図書館で本を借りる「親子図書館」を推奨し、親子で本の楽しさを味わう機会を増やしてもらえるようにしていきます。そのために、保育参観等を通して園における読書活動を知ってもらう機会を設けたり、通信や講演会などでその重要性について伝えたりして、広く啓発を行っていきます。

## ③ 支援の輪・ネットワークづくり



### 市立図書館や読み聞かせボランティアなど読書団体との連携

市立図書館を利用して園所有の絵本や紙芝居の冊数不足を補うとともに、読み聞かせボランティアなどの読書団体と連携して、読み聞かせやおはなし会などを積極的に開催します。また、市立図書館へ出向くなど、積極的な利用を呼びかけます。

## ④ 読書活動の啓発・広報の充実



### 保護者への啓発

読み聞かせの参観や読書に関する通信・講演会などの機会を活用して、乳幼児からの読書や保護者による読み聞かせの大切さを保護者に啓発します。



## 【小中学校】

### ① 本に親しみやすい場づくり



#### 読書活動の拠点づくり

教室内や廊下のスペースを利用して学級文庫や学年文庫として書架を設置し、休み時間などに、すぐに本が手に届く環境をつくります。学校図書館においては、季節やイベントに合わせた本の配置の工夫や、ポップカードの設置等、児童生徒が本を手にとってみたくなる環境づくりを進めます。また、PC による図書管理システムを活用し、蔵書の管理や整理の簡便化を図り、より便利に学校図書館が利用できるよう整備をすすめ、「読書センター」「学習・情報センター」の場としての機能の強化を図ります。



#### 子どもが主体的に読書に関わる取組の推進

学校全体では、全校読書<sup>17</sup> や学校読書の日<sup>18</sup>、読み聞かせ・ブックトークなど読書活動を促進するとともに、「子ども読書の日（4月23日）<sup>19</sup>」や「文字・活字文化の日（10月27日）<sup>20</sup>」、「読書週間（10月27日～11月9日）」において、その趣旨にふさわしい取組を進めます。

授業においては、各教科や総合的な学習の時間・特別活動などで、調べ学習や資料・新聞の活用等、学校図書館を積極的に活用する機会をつくり、読み解く力や考える力の育成を図ります。また、それらの授業や図書委員会の活動等において、児童生徒が主体的に読書に関わる取組を進めます。おすすめの本を紹介しあう学習、図書委員の推薦図書コーナー<sup>21</sup>の設置、全校児童生徒へのアンケート結果からの選書、児童生徒による読み聞かせの実施、ビブリオバトル<sup>22</sup>などの創意ある取組を進めます。

<sup>17</sup> 「全校読書」 朝の始業前や昼休みや放課後の時間にも、週1回以上読書に親しむ時間をつくります。

<sup>18</sup> 「学校読書の日」 月に1回、図書委員が放送でブックトークをする学校や、家庭読書をした本の感想を書きためていくという取組をしている学校があります。

<sup>19</sup> 「子ども読書の日」 「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため（子どもの読書活動の推進に関する法律第10条第1項）」に設けられたものです。

<sup>20</sup> 「文字・活字文化の日」 文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられたものです。（文字・活字文化振興法）

<sup>21</sup> 「推薦図書コーナー」 季節・行事などに応じたものや、教職員のおすすめ本などを学校図書館などの一角に設置している学校があります。

<sup>22</sup> 「ビブリオバトル」 書評合戦とも言われ、発表者が面白いと思った本を紹介し、それぞれの発表後



## 選書の充実

学校図書館が、「読書センター」「学習・情報センター」としての機能が果たせるよう、全教職員による選定や、児童生徒が興味・関心のある本のアンケート、学校図書館図書整備協会（SLBA）などの団体の推薦する本など、学校図書館に配架する本の選定を工夫・充実させます。

## ② 子どもと本をつなぐ人づくり



### 学校司書の配置

平成27年4月1日に施行された「学校図書館法の一部を改正する法律」により、学校図書館の職務に専従する職員（学校司書）を置くよう努めなければならないことなどが明記されたことをうけ、現在中学校全校に対して学校司書を1名配置しています。今後、小学校全校への配置をめざしていきます。



### 教職員などの読書活動に関する研修会の実施

学校や教室の読書環境を整え、子どもが積極的に読書に取り組むような活動を推進するためには、教師がその必要性や重要性をより深く理解していることが大切です。

市立図書館などが主催する講座や研修会、司書教諭や学校司書が中心となった教職員に対しての校内研修会等を実施し、教師自身が読書の楽しさやおもしろさを体感し、子どもたちに伝えていけるよう取り組んでいきます。



### 地域・家庭との連携による読書活動の推進

家庭では、親子で読書を楽しむ「我が家の読書タイム」の設定や、親子で一緒に図書館で本を借りる「親子図書館」を推奨し、親子で本の楽しさを味わう機会を増やしてもらえるようにしていきます。そのために、授業参観などを通して学校で行っている読書活動について知ってもらう機会を設けたり、読書活動の重要性について通信や講演会などで伝えたりして、広く啓発を行っていきます。

---

に参加者全員で意見交換を行い、その後、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決めます。

### ③ 支援の輪・ネットワークづくり



#### 市立図書館や読書ボランティアとの連携の充実

市立図書館による出前おはなし会・ブックトーク、団体貸出の利用や、学校図書館の運営のアドバイスなどにより、市立図書館との連携を充実させていきます。

また、地域の方や保護者に、読み聞かせや紙芝居・ブックトークといった読書に関わる活動や、学校図書館の整備作業等に関わっていただくことは、子どもたちにとってより豊かな読書活動を展開することにつながるため、引き続き、支援していただいている読書ボランティアとの連携を充実させていきます。



#### 他校との交流

図書委員会の活動の工夫や、学校図書館の整備や運営の工夫、啓発を目的とした通信や講演会の実施内容等、各学校での読書活動推進に関する取組を、学校図書館主任を中心に学校間で交流し、良い実践が市内の学校に広がるように推進していきます。

### ④ 読書活動の啓発・広報の充実



#### 読書を習慣づける広報の充実

学校図書館をはじめ、市立図書館などの情報を定期的に広報することに努め、学校司書や司書教諭、図書委員会の取組を通じて、他校や他市町の良い取組も参考にしながら、学校図書館や市立図書館の利用を促し、読書の習慣化を図ります。また、しが子ども読書活動推進協議会発行の「本がいっぱい楽しさいっぱい」（小1、4）、「ホンタノ」（中1）を利用するなどして、読書の啓発を行います。





## 【市立図書館】

### ① 本に親しみやすい場づくり



#### 児童図書 の 充実 など

地域の子ども文庫や小中学校などへの団体貸出、レファレンス・サービスに対応するため、児童図書をはじめ、地域資料や新刊図書の充実を図ります。また、本を手に取りやすくなるよう季節の展示や絵本の表紙の見せ方の工夫や、夏休みおすすめ本のリスト作成等を行い、子どもと本をつなぐ活動を進めます。



#### おはなし会、ブックトークの充実

市立図書館でおはなし会を毎日開催し、絵本の楽しさを伝え、乳幼児の頃から絵本に親しむ環境を作ります。また、保護者に家庭での読み聞かせや読書の大切さを啓発します。学校・園や地域子ども文庫などへは、出前おはなし会やブックトークの充実を図り、子どもたちの本への興味を深めます。また、読書に困難を感じる子どもへの支援としては、デイジー図書<sup>23</sup>や点字絵本、触れる絵本等の蔵書の増加や無料郵送サービスの実施、病院等医療機関での本の貸し出しやおはなし会の開催など、より多くの子どもが読書の楽しさに触れられるよう取組を充実させていきます。



#### 身近な所での本の受け渡し

市立図書館への来館が困難な子どもが図書を利用しやすいよう中洲会館や速野会館、駅前総合案内所など広域で、本の受け渡しができるように進めます。また、市内全園（保育園・認定こども園・幼稚園・家庭的保育室等）に「わくわくボックス」として本のセット貸し出しを行い、子どもたちの身近なところで読書が楽しめるよう取り組んでいきます。



#### 中学生・高校生へのサービス

市立図書館の利用が少ない中高生に対しては、中高生向けの小説や文学をはじめ、勉強や部活動、進路選択に役立つ本等、中高生の興味や関心に沿った蔵書を充実していきます。また、図書館サポート隊に参加している中高生によるポップの作成等を実施し、中高生がより身近に本を感じ、利用が促進されるよう取り組みます。としょかん誕生祭等、図書館

<sup>23</sup> デイジー（DAISY）とは Digital Accessible Information System の略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準企画です。デイジー規格で作られたデイジー図書は本を音声で読み上げる「音声デイジー」や、音声とテキストをシンクロさせて表示するマルチメディアデイジーがあり、読書に困難を感じるより多くの方に楽しまれています。

主催行事においても、中高生サポート隊のアイデアを活かした様々な取組を実施し（例：本の帯コンテスト、おすすめ本を複数入れた「本のやみ鍋（福袋）」セットの貸し出し等）、同年代の身近な感性で本を紹介し、本と出会うきっかけを作っていきます。

また、学校図書館とも連携を図り、資料（本）の貸し出しなどの物的支援や学校に向向いてのブックトークなどの人的支援を行っていきます。

## ② 子どもと本をつなぐ人づくり



### 司書の資質向上

文部科学省や県立図書館主催などの研修や講座に参加することや、館内での研修を積極的に行うことにより、司書の専門的知識や技術を研鑽・向上させます。



### 新たなボランティアの募集・養成

「としょかんかざり隊！」「本おなおし隊」「お話ボランティアのつどい」の定期的な開催をとおして、読み聞かせや本の修理などのボランティアを養成します。また、学校・園を対象に、「学校図書館支援出前講座」により新たなボランティア等の養成をします。

## ③ 支援の輪・ネットワークづくり



### 学校・園指導者対象の研修の実施

教職員・保育者などを対象に、児童図書研究講座などの開催や、各校園での研修をとおして、読み聞かせなどのスキルアップを図ることや、子どもの読書活動の推進についての理解を深めることを目的として、市立図書館で研修の場を設けます。



### 学校・園、他の関係機関との連携の強化

児童生徒や教職員に、本の案内、図書館の利用についてのガイダンスや、学校・園などからの要望を受け実施している出前おはなし会・ブックトークなど、子どもの読書活動がより活発となるように、連携を強化します。また、図書館見学や職業体験の受け入れなどを行って図書館への理解や興味を増やすきっかけとなるよう推進します。乳幼児健診をはじめ、親子参加型事業などでは、市立図書館の行事案内などを配布し、読書活動の機会を増やしてもらえるようにしていきます。

#### ④ 読書活動の啓発・広報の充実



##### 読書活動に関する啓発の充実

市立図書館が所蔵する乳幼児向けや児童・青少年向けの図書に関する情報や、読み聞かせ会や講座のお知らせ等、子どもの読書活動の機会に関する情報を通信やチラシ等で、積極的に各校園や市民に広報・啓発します。また、市立図書館のホームページの充実、インターネットを活用した情報の発信をして、だれでも、いつでも、子どもの読書活動に関する情報が得られるように工夫します。

### 【社会教育課（計画の推進）】



##### 啓発・広報などの推進

「守山市子ども読書活動推進計画」について、広く市民の皆さまの理解を求め、子どものみならず周りの大人たちにも読書活動が広がるよう、「広報もりやま」や「守山市ホームページ」などにより、広報、啓発活動を推進します。

学校・園の教職員に対しては、各校園の工夫された実践をまとめて発信したり、計画についての周知徹底を図ったりして、子どもの読書活動がより活発になるように推進します。

#### <引用・参考文献>

文部科学省（平成 30 年 4 月）「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」

滋賀県教育委員会（平成 31 年 3 月）「第 4 次滋賀県子ども読書活動推進計画」



## V 指標の設定

守山市子ども読書活動推進計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を次のとおり設定します。指標と基本目標・方針の整合性を図りながら、この計画の評価・見直し・改善を含めた進行管理を行います。

指標名		現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
市立図書館・ボランティアと連携を図り、出前おはなし会やブックトークなどを実施している学校・園の数	保育園・認定こども園・幼稚園	14園/20園	20園/20園
	小学校	9校/9校	9校/9校
	中学校	1校/4校	4校/4校
学校司書が関わる学校の数	小学校	0校/9校	9校/9校
	中学校	4校/4校	4校/4校
児童生徒が1か月に読んだ書籍の平均冊数	小学校4～6年	8.5冊	10.0冊
	中学校1～3年	3.9冊	5.0冊
学校の授業以外で平日(月曜日～金曜日)に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合 ※文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小学校 (6年生)	63.6%	70.0%
	中学校 (3年生)	49.5%	55.0%
市立図書館における	0歳～12歳の市民1人あたりの児童図書の間貸出冊数	34.9冊	35.0冊*
	13歳～18歳の市民1人あたりの図書の年間貸出冊数	6.3冊	6.5冊*

\*市立図書館における貸出冊数の現状値は、新図書館に移行したことで大幅に増加していると考えられます。そこで本計画では、この数値を今後も維持していくことを目標とします。  
(校園の数は、令和2年3月現在のものです。)

## 資料編

### 1 守山市子ども読書活動推進計画（第3次計画）策定委員会 委員名簿

（任期：令和元年6月1日からこの計画が策定されるまで）

	区 分	所 属 等	氏 名
1	学識経験者	児童文学者	今関 信子 (副委員長)
2		図書館教育 (元市立図書館長)	佐伯 一恵 (委員長)
3	子どもの読書活動 推進団体関係者	本よみさん太郎代表	清水 佐代子
4	保護者代表	守山市立図書館協議会委員	谷口 尚子
5	学校教育関係者	守山市小中学校教育研究会 図書館部会 小学校代表 (速野小学校校長)	木村 仁
6		守山市小中学校教育研究会 図書館部会 中学校代表 (明富中学校教頭)	井口 和幸
7	幼児教育関係者	保育園・認定こども園・幼稚園代表 (速野幼稚園長)	原田 光佐子
8	図書館関係者	守山市立図書館長	松本 孝子

## 2 守山市子ども読書活動推進計画 策定の経過

	守山市	滋賀県	国
H13			12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
H14			8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
H15			↓
H16			
H17		2月「県子ども読書活動推進計画」策定	↓
H18			
H19			↓
H20			
H21	3月「市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱」施行		3月「第2次計画」策定
H22	3月「市子ども読書活動推進計画」策定	3月「第2次計画」策定	↓
H23			
H24			↓
H25			
H26		12月「第3次計画」策定	5月「第3次計画」策定
H27	3月「第2次計画」策定		↓
H28			
H29			↓
H30			
H31・R1		3月「第4次計画」策定	4月「第4次計画」策定
R2	3月「第3次計画」策定		↓
R3			
R4			↓
R5			
R6			

# 【守山市子ども読書活動推進計画第3次計画 計画体系図】

## 第3次計画での 重点目標

**基本目標** 「いつだって好奇心 手を伸ばせばそこに本」

- 基本方針**
- ①本に親しみやすい場づくり
  - ②子どもと本をつなぐ人づくり
  - ③支援の輪・ネットワークづくり
  - ④読書活動の啓発、広報の充実

- ・乳幼児期における積極的な本との出会いの場の創出
- ・児童生徒が本への興味関心を広げ、日頃から本に親しむ取組の推進
- ・中高生が主体的に本を選び、自主的に本を読むための支援

### 保育園・認定こども園・幼稚園

- ◇お話しや読み聞かせを通した子どもと本の出会いづくり
- ◇絵本の充実と、園児がいつでも読書ができる環境づくり
- ◇家庭での読書タイムの設定や親子での図書館利用の推奨等、親子で楽しむ読書の推進
- ◇保育者の読み聞かせ等のスキルアップ
- ◇ボランティア活動の充実
- ◇市立図書館や読み聞かせボランティア等、読書団体との連携

### 小中学校

- ◇書架の設置や配架の工夫により、子どもが本を手にとりたくなる環境づくり
- ◇授業や委員会活動等、子どもが主体的に読書に関わる取組の推進
- ◇読書の楽しさや重要性を伝える広報の充実
- ◇本や新聞を活用した学習活動の推進と読み解く力の育成

### 家庭・地域

- ◇親子参加型事業での読み聞かせの充実
- ◇保護者による読み聞かせや子ども読書の大切さの啓発
- ◇母子保健事業でのチラシ配付等による広報の充実
- ◇地域の読書団体と市立図書館の連携
- ◇本に親しむ環境づくり

- ◇学校司書の配置
- ◇教職員等の読書活動に関する研修会の実施
- ◇市立図書館や読書ボランティアとの連携
- ◇図書の充実
- ◇他校との情報交換

### 市立図書館

- ◇児童図書の充実
- ◇おはなし会・ブックトークの充実
- ◇身近な所での本の受け渡し
- ◇中高生を対象としたサービスの充実
- ◇読書活動に関する啓発の充実
- ◇図書館ホームページの充実

- ◇新たなボランティアの募集・養成
- ◇司書の資質向上
- ◇指導者対象の研修の実施
- ◇学校・園・関係機関との連携の強化

### 社会教育課

- ◇広報もりやま、守山市ホームページ等での発信
- ◇学校・園との連携（優れた取組の紹介、調査結果のフィードバック等）

※ 下線は重点目標に関わる内容



## The Garden City

### 守山市子ども読書活動推進計画 第3次計画

【発行】令和2年3月

【発行者】守山市教育委員会事務局社会教育課

〒524-8585

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL : 077-582-1142 FAX : 077-581-2733

E-mail : shakaikyoiku@city.moriyama.lg.jp